

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制を整備しているか。((1) ②も参照のこと。)</p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>⑤ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。((1) ②も参照のこと。)</p> <p>① 当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、Ⅱ-3-3-2 (2) において同じ。）において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 顧客に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>⑤ 当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するた</p>

<p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑥ 電話・郵便・インターネット等のような<u>非対面の方式</u>による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。例えば、少なくとも次のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>ア. 電話による場合 募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を<u>交付</u>する方法</p> <p>イ. 郵便による場合 当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に<u>送付</u>する方法</p> <p>ウ. (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</p>	<p>めの十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>⑥ 電話・郵便・インターネット等のような<u>非対面・非接触の方式</u>（<u>テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。</u>）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。例えば、少なくとも次のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>ア. 電話による場合 募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、遅滞なく当該書面を<u>交付又はこれに代替する電磁的方法により提供</u>する方法</p> <p>イ. 郵便による場合 当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に<u>送付又はこれに代替する電磁的方法により提供</u>する方法</p> <p>ウ. (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。<u>とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっ</u></p>
--	---

<p>特に、規則第 211 条の 30 第 1 号の規定に基づき、「注意喚起情報」の項目のうち、上記(1)②イ. (キ) 及び (コ) について、顧客から署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置を講じているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p>	<p><u>ても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</u></p> <p><u>(注) インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。</u></p> <p><u>映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、顧客の特性等に応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。</u></p> <p>(同左)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p>
--	--